

事業計画者 住所 東京都千代田区神田駿河台4-3 新お茶の水ビルディング12階
氏名 アミタサーキュラー株式会社

■ 事前相談票（第7条第1項）

提出年月日	令和6年4月22日
施設の設置等の場所	姫路市網干区浜田字南垣原1320番29
施設の種類	セメント原料化施設（新設）、保管施設（新設）

□ 事前相談の変更の届出（第8条第1項）

届出年月日	
変更に係る事項	

□ 事前相談の廃止の届出（第9条）

届出年月日	
廃止を決定した日	

■ 事業計画書の提出（第10条第1項）

提出年月日	令和7年5月22日
処理する産業廃棄物の種類	1 燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。） 2 汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。） 3 廃油、4 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 5 金属くず、6 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。） 7 鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く。） 8 がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 9 ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く。） 以上9種類（セメント原料化できるものに限る。水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
施設の処理能力	セメント原料化施設（処理能力：400t／日）

□ 事業計画の変更の届出（第11条第1項）

届出年月日	
変更に係る事項	

□ 周知計画書の提出（第14条第1項）

提出年月日	
関係地域及び関係住民	
閲覧の場所・時間	
説明会の開催日時・場所	

□ 周知計画の変更の届出（第15条第1項）

届出年月日	
変更に係る事項	

□ 事業計画の周知に係る実施状況の報告（第17条）

報告年月日	
-------	--

□ 事業計画に係る意見書の提出（第18条第1項）

意見書の提出者数	
----------	--

□ 見解書（1回目）に係る意見書の提出（第20条第1項）

意見書の提出者数	
----------	--

□ 見解の周知の終了の報告（第21条第5項）

報告年月日	
-------	--

□ 再判断の請求（第23条第1項又は第2項）

申立年月日	
申立者の区分	
申立により求める判断	

申立年月日	
申立者の区分	
申立により求める判断	